

滋賀県美メンバーズ会員規約

(名称)

第1条 本会の名称は「滋賀県美メンバーズ」とします。

(会員の資格)

第2条 会員とは、本会規約（以下、「本規約」とする）を承諾して、入会の申込みをし、滋賀県立美術館（以下「当館」とする）が入会を承諾した個人（以下「会員」とする）とします。

(会費)

第3条 会員の種類は次のとおりとし、会員には氏名を記載した会員証（年間観覧券）を発行します。

令和7年3月31日まで

- (1) 一般会員 年間 2,400 円
- (2) 高校生・大学生会員 年間 1,600 円（入会時に学生証等を提示してください）
- (3) 小・中学生会員 年間 1,200 円

令和7年4月1日以降

- (1) 一般会員 年間 2500 円
 - (2) 高校生・大学生会員 年間 1,650 円（入会時に学生証等を提示してください）
 - (3) 小・中学生会員 年間 1,250 円
2. 会員証は記名されている会員本人の方以外の使用できません。譲渡や貸与された場合は、その会員証は無効になります。
3. お支払いいただいた会費の払戻し、本人以外への名義変更はできません。

(有効期間)

第4条 会員の有効期間は入会日から1年とします。

2. 当館が長期にわたって休館した場合は、滋賀県美メンバーズの有効期間が休館期間と重複する会員について、休館期間相当分を付加して有効期間を延長します。

(入会の申込)

第5条 新規入会の際は当館の受付で申込用紙に記入の上、手続きを行ってください。

2. 更新の際はこれまでの会員証を当館の受付に提示いただき、手続きを行ってください。更新は有効期間の3か月前から行うことができます。

(会員特典の内容)

第6条 会員は次の特典を受けることができます。なお、特典は会員本人のみ有効です。

- (1) 展示室入口で会員証を提示いただくことで、有効期間内において当館常設展示および企画展示を何度でも観覧できます。なお、会員証を忘れた方は通常の観覧料金が必要となります。
 - (2) 館内ショップ・カフェで会員証を提示いただくことで、飲物の購入が同伴者を含め5%引きとなります。（飲物以外の商品購入には適用されません）
 - (3) 希望者には当館の制作する情報紙や展覧会情報、イベント情報等を郵送やメールでお送りします。
2. 上記特典については、当館の都合により変更・追加することがあります。

(会員証の紛失・盗難・破損など)

第7条 会員証の再発行は行いません。

(会員情報について)

第8条 会員が所定の申込書に記載した会員の氏名、住所など(以下、会員情報)は厳正な管理の下に保管し、当館の管理業務においてのみ利用し、会員の同意なく無断で当館管理業務に関係のない第三者に提供または共有することはありません。

2. 会員情報のうち、申込書記載の事項に変更があった場合は、すみやかに連絡してください。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が以下の項目のいずれかに該当するときは会員の資格を喪失します。

(1) 本会規約に違反し、会員として不適格であると当館が判断したとき。

(2) 本規約に同意しないとき。

(問い合わせ窓口)

第10条 本規約および会員情報に関するお問い合わせは下記の問い合わせ窓口へご連絡ください。

(本規約の変更等)

第11条 本規約は随時変更する場合があります。会員は、入会時に関わらず、最新の規約に同意するものとします。

付 則

この規約は、令和3年6月26日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

この規約は、令和5年3月18日から施行する。

この規約は、令和6年8月1日から施行する。

この規約は、令和7年3月1日から施行する。

《お問い合わせ》

〒520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町1740-1

滋賀県立美術館 総務課

TEL 077-543-2111 FAX 077-543-2170